

議案第93号

佐野市長等の給与及び旅費に関する条例及び佐野市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び服務に関する条例の改正について

佐野市長等の給与及び旅費に関する条例及び佐野市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び服務に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めます。

令和2年6月5日提出

佐野市長 岡部正英

佐野市長等の給与及び旅費に関する条例及び佐野市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び服務に関する条例の一部を改正する条例
(佐野市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第1条 佐野市長等の給与及び旅費に関する条例(平成17年佐野市条例第50号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(令和2年7月分から同年12月分までの給料月額の特例)

- 3 令和2年7月分から同年12月分までに限り、市長等の給料月額は、第2条の規定にかかわらず、同条各号に掲げる額から、市長にあつてはその額に100分の10を乗じて得た額を、副市長にあつてはその額に100分の5を乗じて得た額を控除した額とする。ただし、令和2年12月に支給する期末手当における第4条第2項の給料月額は、第2条各号に掲げる額とする。

(佐野市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び服務に関する条例の一部改正)

第2条 佐野市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び服務に関する条例(平成17年佐野市条例第51号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(令和2年7月分から同年12月分までの給料の特例)

- 3 令和2年7月分から同年12月分までに限り、教育長の給料の月額は、第2条の規定にかかわらず、同条に定める額からその額に100分の5を乗じて得た額を控除した額とする。ただし、令和2年12月に支給する期末手当における第4条第2項において準用する佐野市長等の給

与及び旅費に関する条例第4条第2項の給料月額は、第2条に定める額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年7月1日から施行する。
(佐野市長、副市長及び教育長の給与の特例に関する条例の廃止)
- 2 佐野市長、副市長及び教育長の給与の特例に関する条例（平成20年佐野市条例第7号）は、廃止する。

理 由

新型コロナウイルス感染症対策事業の財源に充てることを目的に、市長、副市長及び教育長の給料の月額を一定期間減額するため本条例を改正したいので提案するものです。

議案第93号参考資料

佐野市長等の給与及び旅費に関する条例の改正案 新旧対照表

(第1条関係)

現 行	改 正 案
<p>附 則 1・2 (略)</p>	<p>附 則 1・2 (略) <u>(令和2年7月分から同年12月分までの給料月額の特例)</u> 3 <u>令和2年7月分から同年12月分までに限り、市長等の給料月額は、第2条の規定にかかわらず、同条各号に掲げる額から、市長にあってはその額に100分の10を乗じて得た額を、副市長にあってはその額に100分の5を乗じて得た額を控除した額とする。ただし、令和2年12月に支給する期末手当における第4条第2項の給料月額は、第2条各号に掲げる額とする。</u></p>

佐野市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び服務に関する条例の改正案 新旧対照表

(第2条関係)

現 行	改 正 案
<p>附 則 1・2 (略)</p>	<p>附 則 1・2 (略) <u>(令和2年7月分から同年12月分までの給料の特例)</u> 3 <u>令和2年7月分から同年12月分までに限り、教育長の給料の月額は、第2条の規定にかかわらず、同条に定める額からその額に100分の5を乗じて得た額を控除した額とする。ただし、令和2年12月に支給する期末手当における第4条第2項において準用する佐野市長等の給与及び旅費に関する条例第4条第2項の給料月額は、第2条に定める額とする。</u></p>